

令和6年7月26日
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

東邦ガス及び中部電力ミライズに対する業務改善指導等を行いました

本日、電力・ガス取引監視等委員会（以下「当委員会」といいます。）は、東邦瓦斯株式会社（以下「東邦ガス」といいます。）及び中部電力ミライズ株式会社（以下「中電ミライズ」といいます。）に対して業務改善指導を、これら2社及び株式会社シーエナジー（以下「シーエナジー」といいます。）に対して注意喚起を行いました。

1. 概要

本年6月24日に当委員会が公表した「東邦瓦斯株式会社及び中部電力ミライズ株式会社に対する業務改善命令等に係る報告書」において、家庭用の電気・ガス及び卒FIT買取に係る事案については業務改善指導を、LNGの供給に係る事案については注意喚起を、それぞれ行うこととしていました。

これを踏まえ、本日、当委員会は、東邦ガス及び中電ミライズに対して業務改善指導を、これら2社及びシーエナジーに対して注意喚起を行いました。

（業務改善指導の概要）

- ① 不当な取引制限及びこれに類する競争制限的な行為を行わないこと、ガス・電気（卒FIT買取を含む。）の料金・価格・営業方針に関する情報交換を行わないこと。
- ② 上記①の行為を行わないよう、経済産業大臣による業務改善命令を受けて策定する改善計画を確実に実施すること、当該改善計画に基づき実施する取組を本件の内容を踏まえたものとする等、必要な措置を講ずること
- ③ 上記②について8月23日までに当委員会に報告すること
- ④ 今後1年間、上記②の実施状況について当委員会に定期的に報告すること
- ⑤ 今後、当委員会が上記②の実施状況等について報告等を求めた場合にはこれに応じること

（注意喚起の概要）

- 今後、都市ガスの原料として使用されるLNGについて、他の事業者と共同して受注予定者や受注価格を決定するなどの行為を行わないよう注意すること

2. 関連資料

[東邦瓦斯株式会社及び中部電力ミライズ株式会社について経済産業大臣に対する勧告を行いました](#)

（本発表資料のお問い合わせ先）
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課長 下津
担当者：小松、山下
電話：03-3501-1552（直通）